

令和元年度の健全化判断比率等を公表します

【財政健全化法とは】

平成19年6月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が公布され、平成19年度の決算から財政の健全性を判断する4指標（健全化判断比率）と公営企業の経営状況を明らかにする指標（資金不足比率）の算定と公表を義務付けられ、平成20年度決算からは、国の定める基準以上の団体は早期健全化計画あるいは財政再生計画を作成し、早急に改善に取り組むことになりました。

健全化判断比率

令和元年度の健全化判断比率は下表のとおりです。すべての指標で早期健全化基準を下回りました。

	佐伯市の比率	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	－％ (黒字)	12.11%	20.00%
連結実質赤字比率	－％ (黒字)	17.11%	30.00%
実質公債費比率	8.4%	25.0%	35.0%
将来負担比率	－％	350.0%	

※健全化判断比率のうちいずれかが早期健全化基準以上の場合は財政健全化計画を、また、財政再生基準以上の場合は財政再生計画を策定し、議会の議決を受けた後公表します。また、その実施状況を毎年度議会に報告し、公表します。

健全化判断比率の概要について

◎実質赤字比率

一般会計等（佐伯市の場合、一般会計、飲料水供給事業特別会計及び情報ネットワーク施設事業特別会計が、赤字か黒字かを判断する指標で、市の標準的な財政規模（佐伯市の場合約246億円）に対する比率です。

令和元年度決算は黒字でしたので、実質赤字比率は発生しませんでした。

◎連結実質赤字比率

一般会計等だけではなく、国民健康保険事業会計等の特別会計や水道事業会計等の公営企業会計を全て対象として赤字か黒字かを判断する指標です。

それぞれの令和元年度決算の合計は黒字でしたので、連結実質赤字比率は発生しませんでした。

◎実質公債費比率

一般会計の借入金の返済額及び公営企業会計等の返済額に対して一般会計が負担する額の、市の標準的な財政規模に対する比率です。

この指標が18%を超えると起債（借入）をする際に総務大臣等の許可が必要となります。

◎将来負担比率

借入金の残高や、全職員の退職手当支給見込額、公社や第三セクターへの損失補償等、一般会計等が将来支払っていく可能性のある負担額の、市の標準的な財政規模に対する比率で、今後の財政運営を圧迫する可能性が高いかを示します。

令和元年度決算では将来負担比率は発生しませんでした。

資金不足比率

資金不足比率は、公営企業の資金不足を公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較したものであり、経営の深刻度を示します。

この指標が経営健全化基準（20%）以上となった場合、経営健全化計画を策定し、議会の議決を受けた後公表します。また、その実施状況を毎年度議会に報告し、公表します。

各会計の令和元年度の資金不足比率は下表のとおりです。全ての会計で資金不足はありませんでした。

会計名	事業の規模 (A)	資金不足額 (B)	資金不足比率 (B) / (A)
水道事業会計	1,139,361千円	— (資金不足なし)	— %
公共下水道事業会計	321,940千円	— (資金不足なし)	— %
大島航路事業特別会計	10,980千円	— (資金不足なし)	— %
地方卸売市場事業特別会計	25,996千円	— (資金不足なし)	— %
特定環境保全公共下水道事業特別会計	50,104千円	— (資金不足なし)	— %
農業集落排水事業特別会計	94,201千円	— (資金不足なし)	— %
漁業集落排水事業特別会計	30,956千円	— (資金不足なし)	— %
小規模集合排水処理事業特別会計	863千円	— (資金不足なし)	— %
生活排水処理事業特別会計	34,276千円	— (資金不足なし)	— %